

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年4月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2400160 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500002 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間及び平成 30 年 11 月 1 日から令和 3 年 9 月 21 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 1 のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 19 年 9 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間及び令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 2 のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第 1 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 8 月 21 日から令和 3 年 9 月 21 日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間及び平成 30 年 11 月 1 日から令和 3 年 9 月 21 日までの期間について、請求者及び事業主が保管する給与明細書のほか、給与所得の源泉徴収票、給与の振込口座に係る預金通帳及び取引異動明細表(以下「給与明細書等」という。)によると、請求者は、A社から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確

認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、実際の給与額よりも低い報酬月額を届け出ていた旨回答している上、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額となっていることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成18年8月21日から平成25年12月1日までの期間について、給与明細書等により、事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成19年9月1日から平成26年7月1日までの期間及び令和元年9月1日から令和2年8月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の1により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められることから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第3の1による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求期間のうち、平成26年3月1日から平成30年11月1日までの期間について、請求者及び事業主は、平成26年4月から平成30年10月までの給与明細書を保管しておらず、平成26年3月については、請求者が所持する給与明細書により報酬月額は確認できるものの、当該事業所における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることから、平成26年3月分の厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、請求者が所持する給与所得の源泉徴収票のほか、給与の振込口座に係る預金通帳及び取引異動明細表からは、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のいずれについても確認又は推認することはできず、このほかに、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成26年3月1日から平成30年11月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2400160 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500002 号

		1	2
訂正期間	訂正前の 標準報酬月額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 第 75 条本文 による訂正後の 標準報酬月額
平成 19 年 9 月から 平成 20 年 8 月まで	14 万 2,000 円	—	22 万円
平成 20 年 9 月から 平成 21 年 8 月まで	15 万円	—	
平成 21 年 9 月から 平成 22 年 8 月まで	16 万円	—	24 万円
平成 22 年 9 月から 平成 24 年 11 月まで		—	26 万円
平成 24 年 12 月から 平成 25 年 8 月まで	14 万 2,000 円	—	
平成 25 年 9 月から 同年 11 月まで		—	
平成 25 年 12 月から 平成 26 年 2 月まで		15 万円	
平成 26 年 3 月から 同年 6 月まで		—	
平成 30 年 11 月から 平成 31 年 2 月まで	15 万円	24 万円	—
平成 31 年 3 月から 令和元年 5 月まで		22 万円	—
令和元年 6 月から 同年 8 月まで		24 万円	—
令和元年 9 月から 令和 2 年 7 月まで			26 万円
令和 2 年 8 月から 令和 3 年 3 月まで		20 万円	—
令和 3 年 4 月から 同年 8 月まで		24 万円	—

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2400153 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500001 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年5月1日から平成11年4月1日まで

現在もドライバーとして勤務しているA社には、平成9年2月に入社し、平成9年5月1日に正社員に登用された時から厚生年金保険に加入したはずであるが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成11年4月1日となっているので、同被保険者資格取得日を平成9年5月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る労働契約書及び同社の回答並びに請求者が所持する請求期間の一部に係る預金通帳により、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険被扶養者(異動)届により、当該事業所は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日、請求者の妻(未届)が被扶養者になった日を平成11年4月1日とする届出を行ったことが確認できる。

また、当該事業所は、請求期間当時の賃金台帳等を保管していないと回答している上、従業員に対する厚生年金保険の加入の取扱いについて、「採用から3か月間の試用期間後に厚生年金保険に加入させている場合のほか、本人の希望を確認して加入させるか否かを決めている場合があった。請求者の資格取得に係る届出書を見ると、平成11年4月1日の資格取得と同時に、当時は入籍前であった妻を被扶養者とする届出が行われており、この時点から厚生年金保険に加入することを希望したものと考えられる。また、厚生年金保険に加入させるより前は、給与から厚生年金保険料を控除していないと考えられる。」と回答している。

さらに、請求者が所持する預金通帳によると、平成10年3月から平成11年3月までの各月に当該事業所から給与が振り込まれていることが確認できるものの、振込額は一定ではなく、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない上、請求者は、当該預金通帳以外に当時の関連資料はないとしており、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認又は推認することはできない。

加えて、オンライン記録により、当該事業所において、平成6年1月から平成9年4月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求期間の全ての期間に被保険者記録が確認できる者、及び請求期間中に被保険者資格を取得している者の合計40人のうち、生存及び所在が確認できた37人(請求者が名前を挙げた一人を含む。)に照会し、15人から回答を得られたものの、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。